

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十六条まで（現行のとおり） （粒子状物質排出基準の遵守等）</p> <p>第三十七条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>1 型式指定を受けていない特定自動車で法第五十九条に基づく新規検査又は法第七十一条に基づく予備検査（法第十六条の規定により抹消登録を受けた特定自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された特定自動車に係るものを除き、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止措置を備えた特定自動車にあつては道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の五の検査。以下「新規検査等」という。）を受けたもの（次号に掲げるものを除く。）当該特定自動車法第四条に基づく登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の自動車について型式指定を受けるときに適用される法第四十一条に基づく粒子状物質の技術基準に定められた平均値（平均値が定められていないときのものにあつては知事が別に定める値）</p> <p>3 及び 4（現行のとおり）</p> <p>第三十八条から第百六十五条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第六まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十六条まで（略） （粒子状物質排出基準の遵守等）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>1（略）</p> <p>1 型式指定を受けていない特定自動車で法第五十九条に基づく新規検査又は法第七十一条に基づく予備検査（法第十六条の規定により抹消登録を受けた特定自動車及び法第六十九条第四項の規定により自動車検査証が返納された特定自動車に係るものを除き、法第七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止措置を備えた特定自動車にあつては道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十三条の検査。以下「新規検査等」という。）を受けたもの（次号に掲げるものを除く。）当該特定自動車法第四条に基づく登録を受けた日において当該特定自動車と同じ種別の自動車について型式指定を受けるときに適用される法第四十一条に基づく粒子状物質の技術基準に定められた平均値（平均値が定められていないときのものにあつては知事が別に定める値）</p> <p>3 及び 4（略）</p> <p>第三十八条から第百六十五条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第六まで（略）</p>

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から四まで（現行のとおり）

五 騒音

区域の区分		時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量（単位デシベル）
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第一条の五第二項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館（以下「図書館」という。）、老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内（第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。）の工場又は指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から四まで（略）

五 騒音

区域の区分		時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における音量（単位デシベル）
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、病院、医療法第一条の五第二項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。以下「診療所」という。）、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する図書館（以下「図書館」という。）及び老人福祉法（昭和二十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内（第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。）の工場又は指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。

二 (現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

六 振動

区域の区分		時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域及び第二種区域	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
<p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。</p> <p>二及び三 (現行のとおり)</p>			

備考 (現行のとおり)

七 (現行のとおり)

別表第八から別表第十一まで (現行のとおり)

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準(第百三十二条関係)

区域の区分	音源の存する敷
-------	---------

二 (現行のとおり)

備考 (略)

六 振動

区域の区分		時間の区分	工場及び指定作業場の敷地と隣地との境界線における地盤の振動の大きさ(単位デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域及び第二種区域	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
<p>ただし、次の各号に掲げる工場又は指定作業場に対するこの基準の適用は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。)の工場又は指定作業場 当該値から五デシベルを減じた値を適用する。</p> <p>二及び三 (現行のとおり)</p>			

備考 (略)

七 (略)

別表第八から別表第十一まで (略)

別表第十二 深夜営業等に関する規制基準(第百三十二条関係)

区域の区分	音源の存する敷
-------	---------

種別	該当地域	地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
第一種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
<p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。)における規制基準は、当該値から五デシベル減じた値とする。</p>		

備考 (現行のとおり)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準 (第百三十六条関係)

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

種別	該当地域	地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
第一種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)
<p>ただし、第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内(第一特別区域、第二特別区域及び第三特別区域を除く。)における規制基準は、当該値から五デシベル減じた値とする。</p>		

備考 (略)

別表第十三 日常生活等に適用する規制基準 (第百三十六条関係)

一 騒音

区域の区分		時間の区分	音源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域から第四種区域まで	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。
- 二 (現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

二 振動

区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域及び第二種区域	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベル減じた値とする。			

備考 (現行のとおり)

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

- 一 第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベルを減じた値とする。
- 二 (現行のとおり)

備考 (略)

二 振動

区域の区分		時間の区分	振動源の存する敷地と隣地との境界線における音量(単位 デシベル)
種別	該当地域		
第一種区域及び第二種区域	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
ただし、学校、保育所、病院、診療所、図書館及び老人ホームの敷地の周囲おおむね五十メートルの区域内における規制基準は、当該値から五デシベル減じた値とする。			

備考 (略)